変更点 年者の年齢引き下げ 非課税判定における未成

判定における未成年者にはあたら ないこととなりました。 市民税・県民税の課税、 民法の成年年齢の引き下げに伴 時点で18歳または19歳の人は、 令和5年1月1日 (賦課期 非課税の

課税されます。 得金額が*38万円を超える場合は あたらない人は、 は課税されませんが、未成年者に 所得金額が135万円以下の場合 未成年者の場合、前年中の合計 前年中の合計所

なる合計所得金額の範囲が異なり ※扶養親族がいる場合、 非課税と

|の枚数が削減されています

申告の普及に伴い、

枚数が削減さ

口 \sim 告

ードすることも ージからダウ

▶市公式

YouTube

できます。

ています。

確定申告書類を、

市役所や各支所

松本税務署から預かった

窓口に設置していますが、

電子

ます。 市役所・支所に置く確定申告

は、 2790) にお問い合わせください 申告書類の入手方法などについて らの郵送はできませんので、 に書類を取りに来る人もいますが 必要な書類がない可能性もあります。 電話での取り置きや、市役所か このため、毎年、 松本税務署 市役所や支所

確定

いてみませんか 自宅で市・県民税申告書を書

不安がある人など、 説しています。 式Y o u の参考にご覧くだ 自宅で申告する際 ロナ禍での外出に 告書の書き方を解 動画で住民税申 本市では、市公 T u b e コ

申告についてはここを確認!



らい。

なお、

审

書は

市ホー 住民税

▶市ホームページ



0)

スマホに最適! You Tubeショートをご覧ください

よくある税金の手続きの誤りについて、 You Tubeショートを作成しました。

①扶養親族の所得の確認

②ふるさと納税ワンストップ特例の申告漏れ ※どちらも1分以内で気軽にご覧いただけます。



▲①の動画は こちらから



▲②の動画は こちらから



扶養親族の 所得オーバーに注意!



ワンストップ特例の 無効に注意!

、収入と配偶者の税金

配偶者(妻)がパートのみの収入の場合、パートの給与収 入額が93万円を超えると、市・県民税の均等割が課税され、 103万円を超えると、さらに所得税が掛かります。(基礎控 除のみの場合)

この場合、配偶者(妻)のパートの給与収入額が103万円 以下であれば、本人(夫)は、配偶者控除を受けることがで き、103万円を超え201万6,000円未満の場合は、配偶者特 別控除を受けられます。(配偶者控除と配偶者特別控除の 適用は、本人(夫)の合計所得額が1,000万円以下である場合) ※非課税の限度と配偶者控除などの適用の関係は右の表の とおりです。

■妻がパートの場合の例

207. 1 3300 3773						
	本人(夫)					
給与収入	合計所得 金額	住民税	所得税	配偶者 控除の適用	配偶者 特別控除 の適用	
93万円以下	38万円以下	非課税	非課税	0	×	
93万円超 103万円以下	38万円超 48万円以下	課税	非課税	0	×	
103万円超 201万 6 千円未満	48万円超 133万円以下	課税	課税	×	0	
201万6千円以上	133万円超	課税	課税	×	×	

※妻が基礎控除のみの例です。(控除によって変更有り)

※詳細は、市ホームページ(風https://www.city.shiojiri.lg.jp) をご覧ください。

申告が必要かどうかの判断基準表を6ページ

申告相談の日程などをお伝えします。

県民税に関する主な変更点などの解説

に掲載しています。今一度、ご確認ください。

問

税務課市民税係

☎0263億0280代

よくある質問



Q 所得税と市・県民税の違いは?

所得税は国へ、市・県民税は毎年1月1日に住んで いる市と県へ納める税金です。所得税はその年の所 得に対して課税されますが、市・県民税は前年の所得に 対して課税されます。また、各種所得控除額は、市・県 民税の方が少額となります。

Q 申告が必要なのはどんな人?

給与所得者は、原則として年末調整で精算されるの で、申告は必要ありません。一定の要件(6ページ 参照)を満たす給与所得者や事業所得者などは、申告 の必要があります。なお、市・県民税は、収入が無い場 合でも申告をお願いします。申告をしないと、市で収 入の有無や額を把握できず、国民健康保険税の軽減措 置や所得課税証明書の発行、福祉サービスなどに影響 があります。ただし、市内在住者に扶養されている人 の申告は不要です。(詳細は6ページ参照)

Q 収入が公的年金だけでも申告が必要?

遺族年金や障害年金などは非課税所得のため、所得 税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必 要な場合があります。また、年間の公的年金(老齢年 金など)収入の合計額が400万円以下で、かつ、公的年 金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、 所得税の確定申告は不要です(ただし、所得税の還付 を受けるために申告することは可能)。

なお、所得税の確定申告が不要でも、公的年金以外 の所得があるときや所得控除があるときは市・県民税の 申告が必要な場合があります。

療費控除と申告方法

■医療費控除とは

納税者本人や生計を一にする配偶者および親族のために支 払った医療費を、その納税者が負担した場合に、医療費控除 の算式で計算した額を所得額から控除するものです。実際支 払った医療費が戻るものではありません。

※所得が無い場合は対象になりません。

■医療費控除額の計算方法(控除額は最高200万円)

令和4年中に

で補てん される金額

総所得金額等の5᠀ (いずれか少ない額)



■医療費控除の対象となるものの例

医師の診療などを受けるために直接必要なものに対する費用 が、医療費控除の対象になります。

- ○医師、歯科医師に支払った診療費と治療費
- ○病院に支払った入院費や入院食事代
- ○治療、療養のための医薬品、医療器具の購入費(医薬品は 薬事法に定めるもの。病気の予防または健康増進のための ものは除く)
- ○治療のための、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、 柔道整復師に支払った施術費

Q 転入、転出した時の市・県民税はどうなるの?

市・県民税は、1月1日現在居住していた市区町村 で課税されます。令和5年1月1日以前に転入した 場合は塩尻市で、令和5年1月2日以降に転入した場 合は転入前の市区町村で課税されます。令和5年1月 2日以降に市外へ転出した場合は、令和5年度の市・県 民税は塩尻市に納めていただくことになります。転出 先の市区町村で重複課税されることはありません。

Q 本人が死亡した時の市・県民税はどうなるの?

令和5年1月2日以降にお亡くなりになった場合は、 令和5年度の市・県民税まで課税されます。その場 合、相続人に納税義務が承継されます。

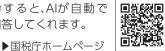
AIが税の質問に答えます

2~3月は、税務署や市役所の 電話、相談窓口が大変混雑し、特 に電話は大変つながりにくい場合 があります。

そんな時には、国税庁のAIチャッ トボットをご活用ください。チャッ トボットは、スマートフォンやパソ コンでAI(人工知能)が24時間、所 得税の申告の質問に答えてくれる システムです。

知りたい情報について、メニュー の選択や、フリーワード(話し言葉、 キーワードなど)を入

力すると、AIが自動で 回答してくれます。





Al チャットボット のイメージ

- ○医師などによる診察や治療を受けるために直接必要な義手、 義足、松葉づえ、義歯、補聴器などの購入費
- ○保健師や看護師または准看護師による療養上の世話を受け るために支払った費用
- ○出産の介助を受けるために助産師に支払った費用
- ○通院費、医師の送迎費などの費用(自家用車で通院するガ ソリン代や駐車料金は対象外)
- ○おむつの費用(寝たきりの患者で約6カ月以上寝たきり状 態にあり、治療の上でおむつを必要と認められ、医師から「お むつ使用証明書」の交付を受けたとき)
- ○介護保険制度の下で提供される一定の施設、居宅サービス を受けたとき(領収書に「医療費控除対象」と記載されて いるもの)
- ※保険金などで補てんされた金額は差し引かれます。

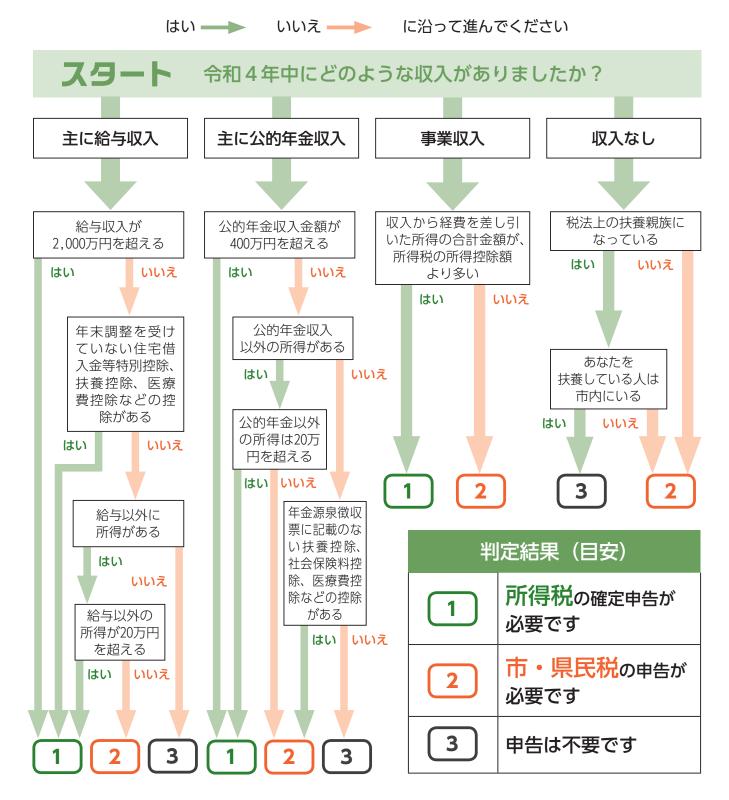
■医療費控除の申告方法

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控 除の明細書の添付が必要となりました。領収書は自宅で5年 間保存する必要があります。市役所や税務署から求められた ときは、提示または提出しなければなりません。医療費控除 の明細書は、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合 計して記載する必要があります。

あなたは申告が必要?

▼ 下図を参考に確認しましょう

下の図は、一般的な例を示しています。必要経費や控除などにより、状況が変わる場合がありますので、あくまで目安としてください。



申告相談会の日程など

例年、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。市・県民税申告書を自分で記入できる人は、市役所1階税務課窓口または各支所(土・日曜日、祝日を除く)で提出するか郵送で提出できますので、ぜひご利用ください。(3月15日(水)必着)※所得税の確定申告書は、松本税務署へ提出してください。※各支所では、申告のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

市・県民税の申告期限、 所得税の申告・納期限は

3月15日☆

市役所の申告相談日程など

予約制ではありません

相談内容	期間	受付および相談時間	場所			
市・県民税のみの申告相談	2月10日億・	○午前8時半〜正午 (相談は9時から) ○午後1時〜4時 ※正午〜午後1時は除く。	市役所 5階			
市・県民税 および所得税の 申告相談	2月16日(木)〜 3月15日(水) (土・日曜日、 祝日を除く)	○午前8時~正午 (相談は8時半から)○午後1時~4時 ※正午~午後1時は除く。	大会議室			

- ○2月16日(水) (所得税の申告相談初日)、月曜日、金曜日、3月 15日(水) (申告相談最終日) は会場が混雑する傾向があります。
- ○待合室の座席の間隔を空けるため、廊下でお待ちいただく 場合があります。
- ○来場する際には、マスクの着用をお願いします。
- ○せきや発熱、体調不良などの症状がある人は、来場の延期 などをご検討ください。

↑ 次の所得税の相談は市役所では対応していませんので、松本税務署でご相談ください。

- ■特殊な申告 青色申告、準確定申告(亡くなった人の申告)、令和3年以前分の申告、延納の届出、更正の請求、 繰戻還付、修正申告など
- ■特殊な所得税の所得や控除 退職所得の申告、繰越損失、 土地や株の譲渡所得などの分離課税、国外に被扶養者 がいる人の申告、仮想通貨に係る申告、雑損控除など
- ■特殊な所得税の税額控除 外国税額控除、住宅ローン控 除(初年分)、住宅耐震改修特別控除、政党等寄附金等特 別控除など
- ■松本税務署の申告会場日程など

相談内容	期間	受付および 相談時間	場所など
	15日次) (工・日曜		松本税務署 松本市城西2丁 目1番20号 ☎0263③2790

※還付申告の相談は2月15日(以前でも受け付けています。また、<u>松本税務署の確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。</u>



申告に必要なもの

■印鑑

- ■所得(収入)を証明する書類
 - ○給与所得、年金所得の源泉徴収票(原本)
 - ○事業 (営業、農業など)、不動産所得の収支内訳書
- ○一時所得、配当所得の支払いに関する書類など
- ■控除を証明する書類(令和4年中に支払った保険料などが分かるもの)
 - ○生命保険料、地震保険料の控除証明書、医療費控除 の明細書など
 - ○「国民健康保険税·介護保険料·後期高齢者医療保険料の納付済額について(お知らせ)」のはがきなど
- ○国民年金保険料控除証明書など
- ID (利用者識別番号) の書かれた書類(松本税務署で事前に利用者識別番号を取得した人のみ)
- ■税務署から送られる「確定申告のお知らせ」のはがき (対象者のみ)
- ■本人確認書類
 - ○マイナンバーカードを持っている人マイナンバーカード
 - ○マイナンバーカードを持っていない人 番号確認書類および身元確認書類
 - ・番号確認書類 通知カード、住民票の写しまたは住 民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されたも のに限る)のいずれか1つ
 - ・身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど

移	ź	申告書の提出方法	本人確認書類
	○税務署に郵送で提出 ○市役所の窓口に提出	写しを添付	
所得	所得税	○市役所の申告相談会場で面談し て提出	書類の提示
		○ e-Taxで電子申告	添付は不要
		○税務署の申告窓□に提出	書類の提示
市•県民	○市役所に郵送で提出 ○市役所および支所の窓口に提出	写しを添付	
	○市役所の申告相談会場で面談して提出	書類の提示	

※同一生計配偶者や控除対象配偶者、扶養親族などは、 マイナンバーの記載のみで、本人確認書類は不要です。